

各資金共通の留意事項

貸付対象とならない世帯

- 1 過去に生活福祉資金を借り入れ、滞納している世帯。
- 2 多額の負債を抱えている等で償還が見込めないと判断された世帯。
- 3 破産申立手続中または破産後免責決定を受けていない世帯(特定調停や民事再生、任意整理等の手続き中を含む)。
- 4 世帯員が、生活福祉資金の借受人又は借入申込者の連帯保証人となっている世帯。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯。
- 6 社会福祉協議会や民生委員の相談支援、指導、報告等の求めに応じられないと判断された場合。

審査によって、貸付金額が減額される場合や貸付が不承認となる場合があります。
貸付対象とならない世帯であっても、生活支援のために、他の機関や施策等と連携して相談を行っています。

借り入れにあたって

償還が滞ることの無いようにしてください。
償還が困難になった時は直ちに相談してください。

延滞利子

貸付元利金を最終償還期限までに償還しなかったときは、延滞元金につき年10.75%の率をもって、当該償還期限の翌日から償還した日までの日数により計算した延滞利子がかかります。

お問い合わせ・ご相談は、あなたのまちの社会福祉協議会へ

市町村社協名	事務局所在地		郵便番号	電話番号
富山市社会福祉協議会	富山市今泉83-1	市総合社会福祉センター内	939-8640	076-422-3414
大沢野支所	富山市春日96-1	富山市大沢野健康福祉センター内	939-2224	076-467-1294
大山支所	富山市上滝523-1	富山市大山地域市民センター内	930-1312	076-483-4111
八尾支所	富山市八尾町福島200	富山市八尾健康福祉総合センター内	939-2376	076-454-2390
婦中支所	富山市婦中町羽根1105-7	富山市婦中保健福祉センター内	939-2603	076-469-0775
山田支所	富山市山田湯780	富山市山田総合行政センター内	930-2198	076-457-2113
細入支所	富山市楡原1128	富山市細入総合福祉センター内	939-2184	076-485-9008
高岡市社会福祉協議会	高岡市清水町1-7-30	高岡市社会福祉協議会館内	933-0866	0766-23-2917
福岡支所	高岡市福岡町大滝22	高岡市福岡健康福祉センター内	939-0132	0766-64-8114
魚津市社会福祉協議会	魚津市新金屋2-13-26	魚津市福祉センター「百楽荘」2階	937-0801	0765-23-0899
氷見市社会福祉協議会	氷見市中央町12-21	氷見市いきいき元気館内	935-0011	0766-74-1800
滑川市社会福祉協議会	滑川市吾妻町426	滑川市民交流プラザ内	936-0033	076-475-7000
黒部市社会福祉協議会	黒部市金屋464-1	黒部市福祉センター内	938-0022	0765-54-1082
宇奈月支所	黒部市宇奈月町浦山2111	黒部市宇奈月老人福祉センター内	938-0862	0765-65-9533
砺波市社会福祉協議会	砺波市幸町8-17	砺波市社会福祉会館内	939-1386	0763-32-0294
庄川支所	砺波市庄川町青島385	砺波市庄川農村環境改善センター内	932-0314	0763-82-3520
小矢部市社会福祉協議会	小矢部市鷺島15	小矢部市総合保健福祉センター内	932-0821	0766-67-8611
南砺市社会福祉協議会	南砺市蛇喰1009	南砺市井口社会福祉センター北隣	939-1874	0763-64-2940
城端支所	南砺市理休429	南砺市城端老人福祉センター「美山荘」内	939-1811	0763-62-3547
平支所	南砺市下梨2240	南砺市平行政センター内	939-1923	0763-66-2012
上平支所	南砺市上平細島879	南砺市上平行政センター内	939-1998	0763-67-3411
利賀支所	南砺市利賀村百瀬川313	南砺市利賀高齢者生活福祉センター内	939-2511	0763-68-2316
井波支所	南砺市井波521	南砺市井波社会福祉センター内	932-0211	0763-82-0906
井口支所	南砺市蛇喰1009	南砺市井口社会福祉センター内	939-1874	0763-64-8033
福野支所	南砺市院林82-2	南砺市福野老人福祉センター「さつき荘」内	939-1531	0763-22-3019
福光支所	南砺市荒木1550	南砺市福光庁舎別館内	939-1732	0763-52-1222
射水市社会福祉協議会	射水市小島700-1	射水市大島社会福祉センター内	939-0274	0766-52-5190
新湊支所	射水市三日曾根9-18	射水市新湊交流会館内	934-0016	0766-82-8450
小杉支所	射水市戸破4200-11	射水市小杉社会福祉会館内	939-0351	0766-55-2813
舟橋村社会福祉協議会	舟橋村仏生寺55	舟橋村役場内庁舎2階	930-0282	076-464-1847
上市町社会福祉協議会	上市町湯上野8	上市町保健福祉総合センター「つるぎふれあい館」内	930-0361	076-473-9300
立山町社会福祉協議会	立山町前沢1169	立山町元気交流ステーション3階	930-0221	076-463-3356
入善町社会福祉協議会	入善町上野2793-1	入善町健康交流プラザ「サンウエル」内	939-0642	0765-72-5686
朝日町社会福祉協議会	朝日町荒川358	あさひ福祉センター内	939-0746	0765-83-0576
富山県社会福祉協議会	富山市安住町5-21	富山県総合福祉会館(サンシップとやま)内	930-0094	076-432-2960

生活福祉資金貸付制度のご案内

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者または高齢者の属する世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。



ふれあいネットワーク

生活福祉資金貸付制度(総合支援資金)の概要

◆ 総合支援資金とは

生活の立て直しまでの間の生活費や一時的な資金の貸付け



資金を借り受けてから自立するまでの自立計画の作成及び社会福祉協議会による継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)

◆ 貸付対象

失業等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれにも該当する世帯

- 1 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- 2 公的な書類等で本人確認が可能であること
- 3 現に住居を有していること又は住宅支援給付の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- 4 社会福祉協議会及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること
- 5 社会福祉協議会が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- 6 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

◆ 貸付限度額等

	主な使途	限度額
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ※最長1年間
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 (例) 就職活動費、技能習得費、家賃・公共料金の滞納の立替等 ※債務の返済は対象外	60万円以内

◆ 連帯保証人

1名必要(原則として、県内在住で親族3親等以内の65歳未満の者)ただし、やむを得ず連帯保証人が確保できない場合も貸付けは可能

◆ 貸付利子

連帯保証人を確保した場合は無利子
連帯保証人を確保できない場合は年1.5%

◆ 据置期間

最終の貸付けの日から6月以内

◆ 償還期間

据置期間経過後20年以内

◆ 必要書類

「生活福祉資金(総合支援資金)借入申込書」に次の書類を添付して居住の市町村の社会福祉協議会へ提出



添付書類	備考
1 健康保険証の写し及び住民票の写し	住民票は世帯全員分、発行後3ヶ月以内のもの。 ※住宅支援給付申請者は不要
2 世帯の状況が明らかになる書類	社会福祉協議会で相談のうえ、自立に向けた収支の見直しを行ってください。
3 世帯の生活困窮の状況が明らかになる書類	●世帯の収入支出に関する書類(源泉徴収票の写し等) ●生活困窮に陥った理由がわかる書類(離職票の写し、雇用保険受給資格者証の写し、債権者と債務の額がわかる書類等) ※住宅支援給付申請者は不要
4 求職活動等の自立に向けた取組みについての計画書	社会福祉協議会で相談のうえ、今後の見通しと自立に向けた取組み方針を記載してください。
5 他の公的給付又は公的貸付制度を利用又は申請中の場合、その状況がわかる書類	公的制度の決定通知書等
6 不動産賃貸契約書の写し、入居住宅に関する状況通知書の写し、住宅支援給付支給対象者証明書の写し及び借用書	住宅入居費の借入れを申し込む場合に必要。
7 連帯保証人の資力が明らかになる書類	住民税課税証明書又は固定資産税課税証明書等
8 その他、社会福祉協議会長が必要とする書類	

◆ 社会福祉協議会による継続的な相談支援

この制度は資金の貸付けとあわせて、社会福祉協議会による継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)を行い、借受人の自立更生をめざします。借受人には、貸付金を自立更生のために役立て、社会福祉協議会による継続的な相談支援を受けて早期の自立に努めることに同意していただきます。

社会福祉協議会は、借受人が資金を借り受けてから自立するまでの自立計画を作成するとき、関係機関と連絡調整を図りながら、必要な相談、助言支援を行います。

借受人は、貸付期間中、定期的に社会福祉協議会の生活福祉資金相談員と面接し、自立に向けた取組みの状況、求職活動の状況、生活状況等を報告し、必要な支援を受けていただきます。(求職活動の状況報告については、公共職業安定所による証明書の提出が必要。ただし、住宅支援給付受給期間中は不要)

生活福祉資金貸付制度(福祉資金・教育支援資金)の概要

資金種類	貸付条件					
	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用	580万円以内 ※以下は貸付上限額の目安	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日から6月以内)	据置期間経過後20年以内 ※以下は目安	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可	
	生業を営むために必要な経費	(460万円)		(20年)		
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		(8年)		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)		(7年)		
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)		(8年)		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)		(8年)		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)		(10年)		
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		(5年)		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		(5年)		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)		(7年)		
	冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)		(3年)		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)		(3年)		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)		(3年)		
その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)	(3年)				
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ●医療費又は介護費の支払等 ●給与等の盗難、紛失 ●火災等被災 ●その他、これらと同等のやむを得ない事由	10万円以内	貸付の日から2月以内	8月以内	無利子	不要
教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内	卒業後6月以内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				

◆ 貸付対象 ◆

① 低所得世帯

資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立生活できると認められる世帯であって、自立生活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯(所得制限あり)

② 障害者世帯

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

③ 高齢者世帯

日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯(所得制限あり)

◆ 連帯保証人 ◆

1名必要

(原則として、県内在住で親族3親等以内の65歳未満の者)

ただし、やむを得ず連帯保証人が確保できない場合も貸付けは可能
緊急小口資金及び教育支援資金は不要

◆ 連帯借受人 ◆

技能習得または就学のために福祉費または教育支援資金を借入申込みする場合は、連帯保証人に代えて連帯借受人が1名必要
(就学する者が借受人となり、生計中心者が連帯借受人となる)

◆ 貸付利子 ◆

連帯保証人を確保した場合は無利子

連帯保証人を確保できない場合は年1.5%

ただし、緊急小口資金及び教育支援資金は無利子

◆ 償還方法及び償還期間 ◆

償還方法は、元金均等の月賦償還

償還期限は、20年以内で資金種類により目安の期間設定あり

◆ 留意事項 ◆

1 この貸付制度は、単なる金銭の貸付けではなく、借入相談から申込み、貸付け、償還中において、民生委員の相談支援を前提としています。

2 他の公的給付や公的な貸付けを受けることが可能な場合は、他制度を優先して利用していただきます。

3 他の債務の返済資金に充当する場合はお貸しできません。

4 発注・購入及び支払済みの経費は貸付対象外です。

5 資金ごとに必要書類は異なります。詳細は社会福祉協議会へお問い合わせください。

